

「貸付型ファンドに関するQ & A」（案）に関するパブリックコメントの概要及び本協会の考え方

令和元年5月23日

一般社団法人第二種金融商品取引業協会

本協会では、「貸付型ファンドに関するQ & A」（案）の第Ⅱ部について、平成31年3月18日から同年4月12日までの間、広く意見の募集を行いました。

この間に寄せられたご意見・ご質問（延べ26件、7の法人・個人）及びこれらに対する本協会の考え方は、次のとおりです。「本Q & A」は「貸付型ファンドに関するQ & A（案）」、「事業型ファンド規則」は本協会「事業型ファンドの私募の取扱い等に関する規則」、「二種業者」は「第二種金融商品取引業者（みなし有価証券に係る金融商品取引行為を行う者に限る。）」、「正会員」は「本協会の正会員」を指しますので、念のため、申し添えます。

なお、第Ⅰ部について、複数のご意見をいただいておりますが、パブリックコメントの対象ではございませんので、回答は控えさせていただきます。

番号	該当箇所	コメント	回答案
1	全般	本Q & Aは協会の規則ではないという理解で良いか。規則ではないとすると、会員ではない二種業者は本Q & Aを遵守する義務はないということになるのか。	本Q & A第Ⅱ部は、事業型ファンド規則に基づき、貸付型ファンドにおける情報提供等の実務対応の留意点・解釈を示しております。 本協会の会員ではない二種業者は、事業型ファンド規則の直接的な適用を受けるものではありません。一方、金融商品取引法第29条の4第1項第4号ニでは、二種業者の登録拒否要件として、「協会（中略）に加入しない者であって、協会の定款その他の規則（中略）に準ずる内

			容の社内規則（中略）を作成していないもの又は当該社内規則を遵守するための体制を整備していないもの」が定められ、当該登録拒否要件に該当する場合には、同法第52条第1項に基づき、登録の取消しや業務停止命令の対象となり得ます。したがって、本協会の会員ではない二種業者が、貸付型ファンドの私募の取扱い等を行う場合には、本Q&Aで示した留意点・解釈を踏まえて事業型ファンド規則に準ずる社内規則の作成、当該社内規則を遵守するための体制整備が求められます。
2	全般	<p>事業型ファンド規則及びその「別表」に明確に規定されていない事項までが本Q&Aに記載されているが、本Q&Aに拘束力はあるのか。</p> <p>つまり本Q&Aの記載とおりにない場合は、何らかの違反として問われるのか。</p>	<p>本Q&A第II部は、事業型ファンド規則に基づき、貸付型ファンドにおける情報提供等の実務対応の留意点・解釈を示したもので、当該内容を踏まえた対応を同規則として求めるものです。当該対応が行われていない場合、事業型ファンド規則に違反し得るものになります。</p>
3	Q12	<p>貸付型ファンドは事業型ファンド規則の適用を受けるとの回答案が示されているところ、出資者全員が適格機関投資家など特定の顧客（対象除外顧客）である場合は適用除外となる解釈でよいか。</p>	<p>正会員（二種業者）が私募の取扱い等を行う貸付型ファンドが、事業型ファンド規則第3条・別表1の要件を満たす場合は、事業型ファンド規則の適用除外となります。</p>
4	Q12	<p>1.A2②適正な勧誘、重要事項の分かりやすい説明（第6条、別表4）のうち、説明とは、事業型ファンド規則の「（別表4）第6条に規定する情報提供」に記載された事項があれば、網羅されているとの認識でよいか。</p>	<p>1について</p> <p>事業型ファンド規則第6条は、正会員が、事業型ファンドの私募の取扱い等に当たっては、顧客（対象除外顧客を除く。）に対して、「別表4に定める情報その他の重要な情報」を提供することを定めており、別表4に定める情報以</p>

		<p>2. A 2③ファンドのモニタリング、ファンド報告書の作成、交付（第7条、第8条、別表5、第4条第2項、別表2）のうち、第7条にかかるファンド報告書の作成は事業者が行うものではないのか。後日、誤解が生じないように明確にしていきたい。</p>	<p>外に、「その他の重要な情報」を提供し、分かりやすく説明することが求められます。</p> <p>本Q&Aでは、貸付型ファンドの勧誘に当たって、別表4の各情報に加え、「その他の重要な情報（投資者が事業者の貸付事業への投資判断を行うために必要な情報）」として、具体的な事項・内容を定めております（Q13参照）。</p> <p>2について</p> <p>ご理解のとおり、第7条にかかるファンド報告書の作成、交付は、事業者が行うものです。正会員は、事業者からファンド報告書が交付されたときは、遅延なく、出資対象事業の状況等の確認等を行うこととなります。</p> <p>なお、A 2③は、事業型ファンド規則第8条第1項第1号の内容、正会員が、自己募集・自己私募により取得させた事業型ファンドの「ファンド報告書の作成・交付」について記載しております。</p>
5	Q13	<p>1. A 1は、各項目次項が①②と付されているが、A 2は、各項目次項が(1)(2)と付されている。意味合いに意図するものがあるのか。</p> <p>2. A 1②事業者及び運営者の財務状況又は財務情報とあるが、「『事業型ファンドの私募の取扱い等に関する規則』に関するQ&A」（以下「事業型ファンド規則Q&</p>	<p>1について</p> <p>特に意図するものはございません。ご指摘を踏まえ、修正いたしました。</p> <p>2について</p> <p>事業型ファンド規則Q&AのQ36は、ファンドの出資対象事業が事業者の固有事業と切り離すことができない場</p>

	<p>A」という。)のQ36に記載された回答例からみて、複数の事業を営んでいる場合、当該貸付型ファンドにかかる事業だけに財務状況が切り出せれば、当該情報に限定又切り出せない場合は、当該貸付型ファンドにかかる売上高だけの記載で足りるとの認識でよいか。</p> <p>3. 記載単位に関しては「Q17 貸付型ファンドが匿名組合形式でない場合(例えば、投資事業有限責任組合)」の例示に従い、「(例えば、財務情報について、百万円単位で表示するなど)。」として問題ないか。問題となる場合には、その内容を説明願いたい。</p> <p>4. A1③で「資金使途及び事業計画の概要」に資金使途説明が必要と記載されているが、A2(3)「貸付先の資金使途」と重複記載している意図は何か説明いただきたい。</p> <p>5. A2(2) 貸付条件(貸付額や金利、貸付予定日、貸付</p>	<p>合の当該ファンドの財務状況又は財務情報について解説したものであり、本Q&AのQ13のA1②の事業者及び運営者の財務状況又は財務情報とは対象が異なります。</p> <p>事業型ファンド規則第6条・別表4で定める「事業者及び運営者の財務状況又は財務情報」は、当該貸付型ファンドに係る情報に限られず、事業者及び運営者全体の財務状況又は財務情報を投資者に情報提供、分かりやすい説明を行うことが必要になります。</p> <p>3について</p> <p>事業者及び運営者の財務状況又は財務情報の記載単位については、必ずしも下1桁まで記載する必要はありませんが、当該情報をもって、投資者が事業者及び運営者の信用リスクを判断するために誤解が生じないように記載することが求められます。</p> <p>4について</p> <p>A1は、事業者の資金使途及び事業計画の概要を、A2は、貸付先の資金使途について、それぞれ情報を提供し、分かりやすい説明を求めるものであり、重複記載しているものではなく対象が異なります。</p> <p>5について</p>
--	--	--

	<p>期間など) は記載の誤りではないか。正しくは(2) 募集条件又は出資条件(募集総額又出資総額や金利又は予定金利、予定利回り、想定利回り、出資実行予定日、出資期間など)ではないか。</p> <p>仮に誤りでない場合、二種業の会員間の過度な競争の火だねになりかねないと想像するが、協会ではどのような分析を行った結果、記載を求めたのか説明いただくとともに、上記の条件を削除いただきたい。</p> <p>6. A3に「貸付型ファンドの募集時に具体的な貸付先が決定していない場合」とあるが、事業型ファンド規則第5条第1項・別表3に規定する審査事項に「1. 事業者・運営者共通 - (3) 事業計画の妥当性」とあり、貸付先が決定していない(3) 事業計画の妥当性をどう審査するのか説明いただきたい。</p>	<p>A2(2)の貸付条件は、事業者が貸付先と締結する金銭消費貸借契約における貸付条件を定めております。</p> <p>具体的な貸付先が決定している貸付型ファンドの場合、当該貸付先の返済可能性が、投資者の投資判断に重要な影響を与えると考えられることから、当該返済可能性を判断するための情報として、当該貸付条件を事業型ファンド規則第6条の「その他の重要な情報」として示したものです。したがって、原案を維持させていただきます。</p> <p>6について</p> <p>事業者における事業形態は様々であり、実際の事業計画の妥当性を判断するに当たっては、個別事例ごとに判断されるものと考えられます。</p> <p>貸付先が決定していない貸付型ファンドの事業計画に対する審査としては、例えば、事業者における貸付方針、貸付・審査基準、事業者の貸金業者としての経験・実績、事業者における資金需要者の発見能力、事業者が貸倒率を一定程度想定し分散貸付を行う場合には当該貸付モデルの妥当性などを踏まえて、事業者が策定した将来の貸付事業に係る事業計画の内容(例えば、どの程度の期間、何件くらいの貸付を、幾らくらいの金利により行い、回収する計画となっているかなど)が、現に実現可能性が十分確保されたものとなっているかを判断されるものと考えられ</p>
--	--	---

			ます。
6	Q13	<p>借り手が粉飾決算等をしていたため財務情報に虚偽があり、結果として投資家に誤った借り手の財務情報を提供してしまった場合、虚偽告知（金商法38条1号）に当たることになるか。</p> <p>また、正会員は、借り手の財務情報をどの程度審査すべきなのか。金商法等で求められる監査法人による監査と同程度の審査は難しく、正会員がどの程度審査すべきものなのか、明確にしていきたい。</p>	<p>ご質問の事例が虚偽告知に当たるかは、個別事例ごとに実態に即して実質的に判断されるものと考えられます。なお、正会員（二種業者）は、事業者又は運営者による事業計画（回収可能性を含めた貸付計画）の妥当性を判断するにあたっては、事業者・運営者が借り手の財務情報をどの程度調査・把握しているかを確認のうえ審査することが重要です。</p> <p>監査法人による監査と同程度の審査は求めるものではありませんが、正会員が上記審査を行う過程で、借り手の粉飾決算等の疑義が生じ、当該正否により貸付判断に重大な影響を与えることが考えられる場合には、事業者・運営者に対し、当該疑義を払拭する対応を求め、当該疑義が払拭されない場合には当該ファンドの取扱いを行わない必要があります。</p>
7	Q13	<p>貸付契約において期限の利益が喪失した場合の具体的な回収方法は、喪失事由やその時点における貸付先の状況といった個別事例に即して営業者が適切に判断すべきものと考えますが、A 2 (6)具体的な回収プロセスとは、注記8.の例示と同内容の「破産申立てや差押えなど裁判手続きによる回収のほか、担保物件の任意売却、サービスへの債権譲渡、貸付条件の変更（金利の減免、貸付期間の延長など）」の記載で足りるか。また、どの</p>	<p>具体的な回収プロセスの記載については、注記 11 の例示のような記載を想定しております。また、事業者が、どの方法をどの時期に選択するかは、個別事例ごとに実態に即して実質的に判断される性質のものと考えられますが、事業者の裁量により具体的な回収方法・時期を判断する場合には、ファンドの勧誘時に、顧客にその旨を情報提供し、分かりやすく説明することが必要と考えられます。</p> <p>なお、債権の回収方法・時期の判断が事業者の裁量の範</p>

		<p>方法を選択するか、どの時期に申立て等の行為を行うかは、営業者に裁量があるとの理解で良いか。また、当該事項の裁量が営業者にあることを謳って問題ないか。本Q&Aにおいて、当該裁量が営業者にあることを明示していただきたい。</p>	<p>疇に止まるか否かは、個別事例ごとに実態に即して実質的に判断されるものと考えられることから、本Q&Aにおいて明示することは控えさせていただきます。</p>
8	Q13	<p>A2.(4)の担保情報について、例えば、不動産担保の評価方法として、「公示価格や路線価、又は近隣の不動産の販売価格・実績等を考慮し、当社独自の基準により算出する。」などの記載は問題ないか。</p>	<p>評価方法の記載にあたっては、個別事例ごとに実態に即して実質的に判断されるものと考えられますが、ご質問の記載では、「独自の基準」が不明瞭のため、不適切と考えられます。他方、「独自の基準」について、顧客がどのような基準であるかを理解できるような具体的記載が追加される場合には、当該記載も許容されるものと考えられます。</p>
9	Q13、14	<p>当社は、投資者から出資を受けた事業者（貸金業者）が、ファクタリング事業者（借り手）に対して、売掛債権購入代金を資金用途とするファクタリング事業資金を貸し付ける貸付型ファンドの取扱いを想定している。</p> <p>この場合、Q2のA3にある匿名化・複数化以外の措置を講じて借り手を具体的に開示して取り扱う場合、借り手の属性情報、財務情報に加えて、</p> <p>【問1】</p> <p>借り手（ファクタリング事業者）が当該貸付金を原資に売掛債権を購入する先（ファクタリング利用者）の属性情報、財務情報の両方又はいずれか一方を投資者に開示する必要はあるか。</p>	<p>本Q&AのQ13、14では、正会員（二種業者）が、貸付型ファンドの勧誘に当たり、顧客（投資者）に対し、事業者による貸付先（借り手）の属性情報や回収可能性に影響を与える情報の提供を必要とすることを明確にしております。一方、当該貸付先の取引先に係る属性情報や回収可能性に影響を与える情報まで一律、情報提供を求めるものではありません。</p> <p>ファクタリング行為が、実質的には、貸付行為に該当すると判断される場合には、借り手（ファクタリング事業者）が売掛債権を購入する先（ファクタリング利用者）が実質的な借り手に該当し得るため、当該売掛債権を購入する先（ファクタリング利用者）の属性情報や回収可能性に影響</p>

		<p>【問2】</p> <p>借り手（ファクタリング事業者）が当該貸付金を原資に購入した売掛債権の売掛先の属性情報、財務情報の両方又はいずれか一方を投資者に開示する必要があるか。</p>	<p>を与える情報の提供も必要になり得ると考えられます。</p> <p>また、ファクタリング行為が貸付行為に該当すると判断されない場合であっても、当該売掛債権の回収可能性が、投資家の投資判断に重要な影響を与えると考えられるような場合には、投資者が投資判断を適切に行うための重要な情報として、当該売掛債権の売掛先に関する情報提供が必要となる場合はあり得ると考えられます。</p>
10	Q13の2. 及び 14	<p>契約締結前書面（金商法 37 条の 3）において借り手の属性に関する情報を記載したところ、その後、当該情報に変更が生じた場合、変更後の契約締結前書面の再交付を行う必要はあるか。例えば、借り手の商号、住所、代表者、事業内容の変更があった場合はどうか。</p> <p>もし再交付の必要があるとする場合、契約締結前書面に借り手の属性について変更される可能性がある旨を記載しても同様か。</p>	<p>① Q13 の A 2 及び Q14 の A で示した情報は、事業型ファンド規則第 5 条に基づき顧客への情報提供・分かりやすい説明を求めるものであり、契約締結前交付書面の法定記載事項ではありません。したがって、当該情報の変更は、契約締結前交付書面の再交付と関係するものではありません。</p> <p>② 貸付型ファンドの募集期間中に、Q13 の A 2 及び Q14 の A で示した情報に変更が認められた場合、正会員（二種業者）は、当該変更が当該ファンドの私募の取扱い等を行うことの是非に影響を生じさせる内容かを判断し、当該影響を生じさせる場合には、再度、審査を実施すべきと考えられます。</p> <p>また、当該変更が当該ファンドの私募の取扱い等を行うことの是非に影響を生じさせない場合、又は、当該影響を生じさせると判断したが再審査の結果、変更後の内容でファンドの私募の取扱い等を行うことが妥当と判断した場</p>

			<p>合には、顧客に対し、変更後の情報を提供し、分かりやすい説明を行う必要があると考えられます。</p> <p>③ 貸付型ファンドの運用開始後、Q13のA2及びQ14のAで示した情報に変更が生じた場合、顧客が当該ファンドの運用状況を適切に把握するための情報提供という観点から、当該変更について、事業者がファンド報告書において記載・説明すべきか否かを判断されるものと考えられます。</p> <p>なお、正会員（二種業者）は、上記の情報の変更が生じたことにより、当該ファンドの出資対象事業の状況等に不正又はその疑いが認められたときには、事業者に対し調査を行い、又は改善を求めるとともに、必要に応じて、顧客に通知する必要があります。</p>
11	Q14	A2「当該提供できない理由を、貸付先の属性に係る他の情報（業種・事業内容など）と合わせて提供する必要があります。」とあるが、当該提供できない理由は「借り手の同意が得られない」で足りるという理解で良いか。	<p>借り手の商号・名称、所在地などの借り手を特定する情報を提供できない理由が「借り手の同意が得られない」場合には、ご理解のとおりですが、投資者に丁寧な説明を行う観点から、借り手が同意しない理由を説明することも考えられます。他の理由により借り手を特定する情報を提供できない理由がある場合には、当該理由を説明する必要があります。</p>
12	Q14 (Q2)	Q2のA3の方策を行えば、借り手の匿名化・複数化は必須ではないとされる一方、Q14のA2では借手の同意が得られない等の理由により借り手（商号・名称、所在地な	<p>具体的な事例を想定したコメントであるか不明であり、情報開示に潜脱的な方法を認める余地があるため、回答は控えさせていただきます。</p>

		<p>ど)の開示をしない場合には、その理由を提供する必要があるとされているが、Q2のA3の方策を行い、借り手の開示をしない理由を提供すれば、借り手は1者であっても良いか。</p> <p>(Q2のA3の方策を行えば、これまで求められてきた借り手の複数化は必須ではないということで良いか。)</p>	
13	Q16	<p>利害関係のあるグループ会社が介在する場合の実質的な借り手に係る情報について、投資家に提供すべき情報が、当該借り手の財務状況又は財務情報に限定されている。</p> <p>実質的な借り手に対する貸付けを目的としたファンドの場合、当該借り手に対する貸付けの情報が重要であることから、Q13の2の情報を提供させるべきではないか。</p>	<p>ご意見を踏まえ、Q16の2(2)「グループ会社を介在させる理由」を「グループ会社を介在させる理由及びグループ会社に対する貸付け(グループ会社間貸付けを含む。)に係るQ13の2の情報」に、同(3)「事業法人(実質的な借り手)の財務状況又は財務情報」を「事業法人(実質的な借り手)に対する貸付けに係るQ13の2の情報」に修正いたしました。</p>
14	Q16	<p>実質的借り手への貸付の間に、利害関係のあるグループ会社等(国内法人・海外法人問わず)が介入する場合、その間のすべての利率を投資家に提供すべき事項に追加すべきである。</p> <p>(実質的借り手から得る収益は投資家に帰属する収益であり、グループ会社等が介在することにより、当該収益が矮小化されることは望ましくない。したがって、実質的借り手に対する金利や実質的借り手からの収益を投資家に分配する過程でグループ会社等が得る手数料率を開示し、投資家と事業者の利益相反を排すべきである。)</p>	<p>なお、グループ会社が複数介在する場合には、当該グループ会社の情報をそれぞれ提供することになります。</p>

15	Q19	<p>1. A 1では、「投資者に交付することはできるか。」との問いに、「投資者に交付することができます。」と回答をしているが、「しなければならない」の誤りではないか。</p> <p>2. Qの②運用対象期間中の元本と利息の返済額、回収率のうち、利息の返済額とは、顧客への利益分配額を示しているのか。文言を「顧客への利益分配額」に修正いただきたい。</p> <p>3. Qの②運用対象期間中の元本と利息の返済額、回収率のうち、回収率の主語は元本に限定されているとの認識でよいか。また、回収率の定義を詳細に説明いただきたい。</p> <p>例) 1100万円の貸付で、1ヶ月毎に100万円の返済を行う契約の場合で、4ヶ月後に累計300万円が返済された場</p>	<p>1について</p> <p>Qの①から④の情報については、ファンド報告書には、必ずしも記載を義務付けるものではありませんが、顧客が当該ファンドの運用状況を適切に把握するための情報提供の観点から、事業者においては記載すべき内容を検討いただき、正会員（二種業者）は、これらの事項の確認を行う必要があると考えております。同①から④の情報は、その例示として示しております。</p> <p>2について</p> <p>Qの②「運用対象期間中の元本と利息の返済額」は、運用対象期間中に、事業者が貸付先から回収を行った元利金の額で、顧客への利益分配額とは異なります。</p> <p>なお、顧客に対する分配金及び償還金の情報については、ファンド報告書に記載する事項として事業型ファンド規則第4条第2項第2号、別表2の2①から③の事項を定めております。</p> <p>3について</p> <p>Qの①から③は、顧客が当該ファンドの運用状況を適切に把握するための情報として、出資対象事業の概況を伝えるための情報として例示したものです（Qの④は、出資対象事業に重大な影響を生じる事由が発生した場合はその</p>
----	-----	---	---

		<p>合では</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 27.3% (300 万円/1100 万円) ・ 100% (予定通りに回収) 	<p>旨及びその要因の例)。</p> <p>Qの②の回収率については、元本に限定した回収率、元本だけでなく利息を含めた回収率のいずれも許容されると考えておりますが、当該回収率がいずれを元に計算されているか顧客に分かるように記載する必要があります。</p>
16	Q21	<p>A 1 (2)の①～⑤は、「借換えのための貸付けを目的とした貸付型ファンド」に限る話ではなく、「貸付型ファンド」全般に該当することではないか。Q21のみで言及されていることに違和感があるが、「借換えのための貸付けを目的とした貸付型ファンド」の場合のみ、留意すべき事項との理解で良いか。</p>	<p>Q21 は、最近の貸付型ファンドの不祥事例等を踏まえて、特に借換えのための貸付けを目的とした貸付型ファンドを取扱う場合の審査について、注意喚起する意図で設けております。</p> <p>なお、A 1 (2)の各項目は、借換えのための貸付けを目的とした貸付型ファンドに限らず、貸付型ファンドの審査全般においても、ご参考にしていただければと存じます。</p>
17	Q21	<p>借り手から一度自己資金で返済があり、同日に再度貸し出す行為は、Q21の「借換えのための貸付けを目的とした貸付型ファンド」に該当しないとの理解でよいか。</p>	<p>自己資金の実態に即して実質的に借換えであるか否か判断されるものと考えられます。</p> <p>なお、ファンドから再度貸付けを受けるため、借り手が第三者から極めて短期間の貸付けを受け、当該資金をファンドからの借入金の返済原資とするような場合には、ファンドが当該借り手に再度の貸付けを行った後、当該借入金が当該第三者への返済に充てられることが予定されていないかといった観点でも審査をいただく必要があると考えております。</p>
18	Q21	<p>A 1 (2)⑤「事業者において、貸付先が借入金の一部を利息返済に充てることを前提とした高金利の貸付けを行お</p>	<p>A 1 (2)⑤は、貸付先が当該利息を負っても元本・利息の完済が十分見込まれるような金利設定であるかとの観点</p>

		うとしていないか。」とあるが、金利の高低が問題となるのか。合理的な金利であれば問題ないか。	から記載しております。 貸付先が借入金の一部を利息返済に充てることを前提とした貸付けについて、当該項目のみをもって一律禁止するものではありませんが、当該貸付けを設定する合理性や当該貸付けを行った場合でも貸付先の事業状況から将来の元本返済が十分見込まれるものかなどを考慮しつつ、A 1 (2)の他の項目も含めて、事業者による貸付先の回収可能性の判断に十分な根拠・確度の高い見通しが認められるかといった観点での審査を求めるものです。 なお、貸付金の一部を利息返済に充てることが予定されている場合には、貸付金の資金使途として、当該返済についても説明する必要があります。
19	Q21	A 1 (2)⑤貸付先が SPC である場合など、自己資金が無い場合があるが、「貸付先が借入金の一部を利息返済に充てることを前提とした貸付け」が一切禁止されるのか。投資家にその旨を開示すれば、可能か。	投資者に提供する情報として、ご質問のような対応も可能と考えられます。
20	Q22	A 1 (2)③「事業者は、当該完了を前提とした担保評価ではなく、借換えまでに貸付先の返済不能が生じた場合を想定した担保評価を行っているか。」とあるが、「当該完了を前提とした担保評価」と「借換えまでに貸付先の返済不能が生じた場合を想定した担保評価」を二重で表記することは問題ないか。	1について A 2 ①の返済遅延やデフォルトの状況については、必ずしも返済遅延・デフォルトを生じた借入人の名称まで求めるものではありません。
21	Q23	1. 過去のデフォルト事案の資料・情報を提供する際には、借入人の法人名称も含むすべての固有名詞を伏せた形でも許容されることを明記していただきたい。	

		<p>2. 過去のデフォルト事案の資料・情報の提供は、ファンド募集の直近1～2年内の案件等に限定して頂きたい。そうしなければ、年数が経過するにつれデフォルト事案の説明が増え続けることとなり、投資家の不安を必要以上におおることとなりかねない。</p>	<p>2について</p> <p>A2①及び②は、事業者の過去の貸付型ファンドにおいて、ファンドの分配・償還に影響を与える返済遅延やデフォルトが生じたことやその状況に関する情報が、投資者の投資判断に影響を与えることが考えられることから、本Q&Aで示したものです。</p> <p>「過去の貸付型ファンド」の範囲については、投資者の投資判断への影響から判断いただくものであり、個別事例ごとに実態に即して実質的に判断されるものと考えられます。そのため、当該情報について、投資者の不安をおおるものではなく、常に直近1～2年以内のものに限定することは妥当ではないと考えております。</p>
22	Q24	<p>A2(1)において「事業型ファンドの審査状況について、取締役会等、代表取締役、第二種業内部管理統括責任者に対する適切な報告体制が構築され、適切に運用されているか」とあるが、この回答案について、以下の点を確認したい。</p> <p>① 「取締役会等、代表取締役、第二種業内部管理統括責任者」のすべての機関・責任者に対して貸付型ファンドの審査状況を報告する体制が構築されている必要があるのか。それとも正会員（二種業者）の機関構成、人的構成・組織体制を踏まえ「取締役会等、代表取締役、第二種業内部管理統括責任者」のいずれかの機関・責任者</p>	<p>①について</p> <p>正会員（二種業者）は、経営管理の観点から、取締役会等、代表取締役、第二種業内部管理統括責任者などの必要な機関・責任者に対する適切な報告体制の構築、適切な運用が求められることを示したものであります。ご質問のように、取締役会等、代表取締役、第二種業内部管理統括責任者のすべての機関・責任者に報告体制の構築を求めるものではありません。経営管理の観点からこういった機関・責任者に対し報告体制を構築することが必要となるかは、各社の機関構成・規模等からご判断いただくものと考えられます。</p>

		<p>に対して報告する体制が構築されていれば足りるのか。</p> <p>② 「取締役会等」について、取締役会以外に具体的にどのような機関・会議体が想定されているのか。例えば、経営会議、コンプライアンス委員会、リスク管理委員会等は「取締役会等」に含まれるのか。</p> <p>③ 取締役会等へは、審査部門が行った審査の内容及び私募の取扱い等の可否の決定に関する「報告（事後報告）体制」が構築されていれば足り、必ずしも取締役会等において貸付型ファンドの審査及び私募の取扱い等の可否の決定を行う必要はないとの理解でよいか。</p>	<p>②について</p> <p>経営会議、コンプライアンス委員会、リスク管理委員会等は「取締役会等」に含まれると考えられます。</p> <p>③について</p> <p>審査部門が行った審査の内容及び私募の取扱い等の可否の決定について、取締役会等への事後報告で足りるかは、各社の経営管理、ガバナンスの観点から判断されるものであり、一概に事後報告体制の構築のみを行っていただければ足りるとは言えないものと考えられます。</p>
23	Q24	<p>貴協会にてファンド審査（当初・モニタリング）に特化した研修を実施しているか。</p> <p>社内審査の適正化、徹底のために参加したい。</p>	<p>現在のところ、ファンド審査に特化した研修は、特に実施しておりません。</p>
24	Q26	<p>施策実施時期に対する回答として簡潔性優位となっており、具体性に欠けた曖昧な表現、分かりにくいと感じた。</p>	<p>Q26の実施時期に関しては、正会員（二種業者）において、投資者が投資判断を適切に行うために必要な情報を提供する観点から、貸付型ファンドの事業者等と協議等を行い、速やかに対応・実施いただくことを求めています。</p>
25	その他	<p>平成29年9月19日、事業型ファンド規則Q&Aが発表されているが、本Q&Aを追加として事業型ファンド規則Q&Aに追記しない理由は何か。</p>	<p>事業型ファンド規則Q&Aは、貸付型ファンドに限らず、事業型ファンド規則の対象となる場合を広く対象としております。</p> <p>他方、本Q&Aの第Ⅱ部は、事業型ファンドのうち、貸付型ファンドについて、最近の貸付型ファンドの不祥事例</p>

			等を踏まえて、投資者が適切な投資判断を行うために情報提供すべき事項等を明確にするなど、特に留意すべき事項等を示したものであるため、事業型ファンドQ&Aとは別に作成しております。
26	その他	<p>正会員が利用しやすいQ A体系にしていきたい。 例)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ファンド共通編 ・ファンド事業者、営業者編 ・貸付型ファンド編 ・〇〇型ファンド編 <p>※ 現行だと貸付型ファンドを取扱う正会員は、事業型ファンド規則Q&Aと本Q&Aを参照する必要がある。また、このままでは今後に制度改正や新たな仕組みが発生した場合、都度作成が予想され複数のQ&Aとなり確認作業が複雑となる。</p>	ご意見として承ります。

以 上